

(別紙)

非常勤職員の募集について

近畿管区行政評価局では、行政監視行政相談課が対応する行政相談業務の補助及び行政に関する苦情等の受付・処理の補助等を行う非常勤職員(相談業務補助職員)を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	相談業務補助職員
職務内容	1 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助(注)に関すること (注) 行政相談行事の企画・運営、パソコン(Word、Excel等)を用いた広報物品・資料等の作成、相談所、出前講座等が出された意見の集計・分析作業・結果のとりまとめ、相談所開設に当たった連絡調整等 2 行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関する業務等 3 上記のほか、行政相談業務や庶務・調整業務の補助的業務に関し任命権者が指示する業務
募集人員	1人
応募資格	次のいずれもの条件を満たしている方 1 民間における企業体、団体等又は公務部門の職員として顧客や市民との対応に関する業務経験を有し、その経験が相談業務補助職員としての職務に役立つと認められる者 2 パソコン操作(Word、Excel等)の経験を有していること 3 人格円満で協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲があること 4 普通自動車運転免許を保有していること なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1. 日本国籍を有しない者 2. 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員になることができない者 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
勤務時間等	勤務時間：8時30分から17時15分まで(土日休日、年末年始を除く) 休憩時間：12:00～13:00 勤務日数：週5日勤務
勤務地	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎 総務省 京都行政監視行政相談センター行政監視行政相談課
雇用期間	令和7年6月1日から8年3月31日まで。採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日(毎月末日締切翌月支払)
賃金	概ね日給13,400円 期末・勤勉手当：有(当方の規程による)
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給(当方の規程による)
退職手当	有(一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます)
加入保険等	雇用保険(ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります) 社会保険(法令に基づき、一定条件下で、国家公務員共済制度(短期給付)、厚生年金が適用されます。)
住宅	無・住居手当：有(当方の規程による)
応募方法	当局採用情報サイト(注)に掲載の履歴書様式(写真貼付)に必要事項を記載し、下記送付先まで電子メール(ファイル形式はPDFとし、ファイルサイズは合計10MB未満としてください。)により提出願います。 (注) https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kinki080710_1.html 応募の際、電子メール件名に「相談業務補助職員応募 氏名」(例：相談業務補助職員応募 評価太郎)と記載してください。 応募締切り：令和7年5月2日(金) 17時00分(受信有効) 書類選考の上、面接日時等を通知いたします。なお、応募者多数の場合、応募を締め切る場合があります。
その他	応募の秘密については厳守いたします。(応募書類等の返却はいたしません。) 採用者にあつては国家公務員法の適用を受けます。 雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

履歴書の送付先及び問合せ先
〒540-8533 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
総務省 近畿管区行政評価局総務行政相談部総務課
電話：06-6941-3431
非常勤職員募集担当 ^{ミヤハラ} (宮原) ^{ショウガセ} (勝賀瀬)
履歴書送付先メールアドレス：knk40saiyo@soumu.go.jp
(注)迷惑メール防止のためメールアドレスの“@”を全角にしています。
メール送信時には半角“@”に置き換えて送信してください。



当局採用情報サイトURL